

## 静岡市児童発達支援センター条例の一部改正について

静岡市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市児童発達支援センター条例（平成15年静岡市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（利用料金）

第7条 第3条第1号から第3号までに規定する事業のサービスの提供を受けた保護者は、当該サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）第3条第1号に規定する事業のサービス 法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用の額として規則で定める額及び同条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- （2）第3条第2号に規定する事業のサービス 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- （3）第3条第3号に規定する事業のサービス 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

第14条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- （2）いこいの家の利用の許可に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市児童発達支援センター条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。